

**東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により
被災されたお客さまに対する追加対応について
～ 入院給付金および保険料払込猶予期間延長に関する特別取扱い ～**

このたびの大規模地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申しあげます。一日も早い復旧を心よりお祈り申しあげます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により被災されたみなさまに対し、以下のとおり、ご契約に対する特別の取扱いを実施いたします。

1. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別取扱い

当社は、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いすることにしています。東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震では、本来、入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることをふまえ、入院給付金のお支払いについて特別の取扱いを実施いたします。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合について

入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により、直ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合について

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) 病院にご入院出来なかった場合について

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院出来ず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長に関する特別取扱い

保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払込みを猶予する期間を被災から最長6ヶ月延長する取扱いを開始しておりますが、事前にお申し出がない場合でも、ご契約を有効に継続させていただく取扱いを行なっております。

なお、保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される際は、猶予期間に応じて別途保険料をお払込みいただく必要がございます。

以 上